

長崎県本庁舎広告掲出事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、長崎県本庁舎における広告掲出事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「広告」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 文字又は画像で表示された印刷物で、本庁舎への広告掲出の選定を受けた者（以下「広告主」という。）が作成したポスター

(2) 広報主が作成したビデオ等の映像物でデジタルサイネージに表示するもの

(広告の掲出場所、規格等)

第3条 広告を掲出する場所、規格、種類、枠数及び広告掲出場所貸付の基準となる額は、別表のとおりとする。

(広告の掲出期間)

第4条 広告を掲出する期間は、原則として1か月を単位とし、募集期間内で広告掲出の申し込みのあった期間とする。

(広告掲出の範囲及び基準)

第5条 広告を掲出する範囲及び基準については、要綱第5条及び長崎県県有施設広告掲出取扱基準（以下「広告基準」という。）第2条及び第3条の規定を適用する。

(広告掲出の募集)

第6条 広告掲出の募集は、原則として県のホームページにより行うものとする。

2 前項の規定による募集は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことが出来るものとする。

(広告掲出の申込時期及び方法)

第7条 広告の掲出を希望する者（以下「申込者」という。）は、「長崎県本庁舎広告掲出申込書」（様式第1号）により、県が指定する日までに、県に広告掲出を申し込むものとする。

2 前項の規定による申し込みを行うときは、「誓約書」（様式第2号）を提出しなければならない。

(広告掲出の決定)

第8条 県は、前条の規定により申し込みのあった広告について、第5条に定める要件の審査を行い、広告掲出の可否を決定する。

2 前項の規定による審査の結果、同一の掲出場所に上限枠以上の申し込みがあった場合は、次号の選定順位により、掲出広告を決定する。

(1) 希望月の総数が多いもの

(2) 県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するもの

3 前項の規定により順位の優劣を判断することが出来ないときは、県において抽選により掲出広告を決定する。なお、随時募集を行う場合は、先着順とし、申込順に審査を行い、掲出広告の適否を決定する。

4 県は、前各項の規定により掲出する広告を決定したときは、「長崎県本庁舎広告掲出決定通知書」（様式第3号）または「長崎県本庁舎広告不掲出決定通知書」（様式第4号）により、当該申込者に通知するものとする。

（契約の締結）

第9条 県は、前条第4項の規定により広告掲出の決定をしたときは、長崎県県有施設の広告枠貸付に関する契約書（様式第5号）を作成し、広告主と契約を締結するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 契約を締結した広告主は、第5条の規定に基づき広告原稿を作成し、県が指定する日までに、県が指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第5条に定める要件に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲出の方法）

第11条 県は、前条の規定により広告主から提出された広告原稿を、原則として広告掲出開始日の前日の16時から17時30分までの間に掲出するものとする。

2 県は、前項の規定により掲出した広告原稿を、原則として広告掲出終了日の16時から17時30分までの間に撤去するものとする。

（広告内容の是正）

第12条 県は、広告掲出後も必要に応じて、広告主に対し内容の是正を求めることができる。

（広告掲出の取り消し）

第13条 県は、要綱第8条各号のいずれかに該当するときは、広告掲出期間中であっても、広告主への催促等を行わずに広告掲出の決定を取り消し、又は掲出した広告を撤去し、若しくは広告掲出を一時中止することができる。

2 要綱第8条第6号に規定するやむを得ない事由には、次の各号に掲げる事由を含むものとする。

（1）広告主が、指定する期日までに広告掲出場所貸付料を納付しなかったとき。

（2）広告主が、第10条第3項の規定による修正の求めに応じなかったとき。

（3）広告主が、要綱又は広告基準若しくは本要領に抵触する事実が判明したとき。

3 県は、第1項の規定により広告掲出を取り消し、又は掲出した広告を撤去し、若しくは広告掲出を一時中止したときは、当該広告主に対し、その旨を文書により理由を付して通知するものとする。

4 第1項の規定による広告掲出の取り消し等により、広告主が損害を受けることがあっても、県はその賠償の責めを負わない。

（広告掲出場所貸付料の返還）

第14条 県は、広告掲出の決定後、広告掲出の開始日の前日までに、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲出を取り消したときは、既納の広告掲出場所貸付料を全額返還するものとする。

2 県は、広告掲出期間内に、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲出するこ

とができなかったときは、当該広告を掲出できなかった期間が1日未満の場合を除き、掲出できなかった期間に応じて広告掲出場所貸付料を返還するものとする。ただし、次の各号の事由については月3日間(デジタルサイネージの場合は、1画面あたり72時間)以内を限度とし、貸付料を返還しないものとする。

- (1) 掲出場所の補修工事を行う場合
- (2) 執務室移転等で掲出場所の養生を行う場合
- (3) 県用務の映像を定められた時間帯にデジタルサイネージで表示する場合

3 前各項の規定により返還する広告掲出場所貸付料には、利息を付さないものとする。

(広告掲出の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲出を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、書面により県に申し出なければならない。

3 県は前項の規定により、広告掲出の取り下げを受理した場合で、既に広告掲出場所貸付料が納付されているときは、納付済みの広告掲出場所貸付料は広告主に返還しない。

(広告の変更)

第16条 広告主は、当該広告の内容を変更するときは、原則として2週間前までに県に協議するものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、第10条第1項及び第2項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正については、第10条第3項の規定に準ずるものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第18条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第19条 この要領に定める広告掲出に関する訴訟は、長崎地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月26日から施行する。

別表（ポスター）

場所	規格・種類	枠数	1枠当たりの月額料金
長崎県庁行政棟 1階中央エレベーターホール (西側)	B2判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1枠	12,000円 (消費税及び地方消費税 相当額を除く)
長崎県庁行政棟 1階中央エレベーターホール (中央)	B2判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1枠	
長崎県庁行政棟 1階中央エレベーターホール (東側)	B2判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1枠	
長崎県庁行政棟 2階売店前(食堂側)	B2判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1枠	
長崎県庁行政棟 2階売店前(売店側)	B2判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1枠	
長崎県庁行政棟 8階展望室入口(展望室側)	B2判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1枠	3,000円 (消費税及び地方消費税 相当額を除く)
長崎県庁行政棟 8階展望室入口(エレベーター側)	B2判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1枠	
長崎県庁行政棟 中央エレベーター1号機 内壁 (手前)	A2判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1枠	8,000円 (消費税及び地方消費税 相当額を除く)
長崎県庁行政棟 中央エレベーター1号機 内壁 (奥)	A2判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1枠	
長崎県庁行政棟 中央エレベーター2号機 内壁 (手前)	A2判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1枠	
長崎県庁行政棟 中央エレベーター2号機 内壁 (奥)	A2判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1枠	
長崎県庁行政棟 中央エレベーター3号機 内壁 (手前)	A2判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1枠	
長崎県庁行政棟 中央エレベーター3号機 内壁 (奥)	A2判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1枠	
長崎県庁行政棟 中央エレベーター4号機 内壁 (手前)	A2判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1枠	
長崎県庁行政棟 中央エレベーター4号機 内壁 (奥)	A2判 縦 (594mm×420mm) ポスター	1枠	
	計	15枠	

別表（映像物）

場所	デジタルサイネージの規格	枠数	1枠当たりの月額料金
行政棟 ①エントランスホール 1階 ②大会議室前 1階 ③中央エレベーターホール 1階 ④中央エレベーターホール 2～7階	①60型（横） ②60型（横） ③60型（横） ④32型（横） （①～④計9台）	1枠 表示時間：15秒 1ロール：10分	18,000円 （消費税及び地方消費税 相当額を除く）

※広告枠は上記の9台に一斉表示（10分に一度の頻度で15秒表示）。

※各デジタルサイネージの表示時間

①及び③：平日7時～21時、休日9時～21時

②及び④：平日8時～19時、休日は表示しない。

（休日とは、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる県の休日とし、平日とは当該休日を除く日とする。）

長崎県本庁舎広告掲出申込書

令和 年 月 日

長崎県知事 様

長崎県本庁舎に広告を掲出したいので、長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱、長崎県県有施設広告掲出取扱基準及び長崎県本庁舎広告掲出事業実施要領の内容を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

記

【広告掲出希望者】

住所 (所在地)		
氏名 (名称及び代表者名)		
担当者名		
連絡先	TEL	
	E-mail	

【掲出希望場所及び枠数】希望される場所に希望順位を数字で記入下さい

掲出希望場所	希望順位
1階中央エレベーターホール（西側）	
1階中央エレベーターホール（中央）	
1階中央エレベーターホール（東側）	
2階売店前（食堂側）	
2階売店前（売店側）	
8階展望室入口（展望室側）	
8階展望室入口（エレベーター側）	
中央エレベーター1号機 内壁（手前）	
中央エレベーター1号機 内壁（奥）	
中央エレベーター2号機 内壁（手前）	
中央エレベーター2号機 内壁（奥）	
中央エレベーター3号機 内壁（手前）	
中央エレベーター3号機 内壁（奥）	
中央エレベーター4号機 内壁（手前）	
中央エレベーター4号機 内壁（奥）	

※抽選会実施の場合、該当する掲出方法のいずれかに○を記入ください

- 当選したすべての枠に掲出を希望
- 1枠当選したら、それ以降は辞退を希望
- 最大（ ）枠まで掲出を希望

【掲出希望期間】

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（ 月 ）

【添付書類】

広告原案 2. 会社の業務内容がわかる会社概要等の資料

長崎県本庁舎広告掲出申込書

令和 年 月 日

長崎県知事 様

長崎県本庁舎に広告を掲出したいので、長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱、長崎県県有施設広告掲出取扱基準及び長崎県本庁舎広告掲出事業実施要領の内容を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

記

【広告掲出希望者】

住 所 (所在地)		
氏 名 (名称及び代表者名)		
担 当 者 名		
連 絡 先	TEL	
	E-mail	

【掲出希望期間】

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (月)

【添付書類】

1. 広告原案
2. 会社の業務内容がわかる会社概要等の資料

誓 約 書

長崎県県有施設広告掲出取扱基準第 2 条各号に規定する下記、規制業種又は事業者に該当するかどうかについて、あてはまるものにチェック (☑) をして下さい。

規制業種又は事業者	該 当 す る	該 当 しない
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号) で、風俗営業と規定される業種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 風俗営業類似の業種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 消費者金融に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) たばこに係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 賭博、ギャンブルに係るもの (宝くじ、競馬及び競艇に係るものを除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 社会問題を起こしている業種や事業者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 法律の定めのない医業類似行為を行う施設に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けているもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(11) 県の指名停止措置を受けているもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(12) 県税を滞納しているもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記のとおり、相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

長崎県知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者名)

令和 年 月 日

様

長崎県知事 ○○ ○○ 印

長崎県本庁舎広告掲出決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのありました長崎県本庁舎への広告掲出については、下記のとおり掲出を決定したので通知します。

つきましては、別添の契約書2通に記名押印の上、令和 年 月 日までに、2通とも提出願います。

なお、掲出する広告については、令和 年 月 日までに、提出願います。

記

1. 広告掲出場所及び枠数

2. 広告掲出期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3. 広告掲出場所貸付料

円

様式第4号

令和 年 月 日

様

長崎県知事 ○○ ○○ 印

長崎県本庁舎広告不掲出決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのありました長崎県本庁舎への広告掲出については、下記のとおり掲出しないこととしたので通知します。

記

- 掲出しないこととした広告掲出希望場所及び枠数
- 掲出しないこととした理由

長崎県県有施設の広告枠貸付に関する契約書

貸付人 長崎県知事 ○○ ○○（以下「甲」という。）と借受人
（以下「乙」という。）は、県有施設の広告枠貸付について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件及び貸付目的）

第2条 甲は、末尾記載の貸付場所（以下「貸付物件」という。）に設置する広告枠を広告の掲出場所として乙に貸し付ける。

2 乙は、貸付物件を直接、広告の掲出のために使用するものとし、使用するにあたっては、長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱（以下「要綱」という。）、長崎県県有施設広告掲出取扱基準（以下「基準」という。）及び長崎県本庁舎広告掲出事業実施要領（以下「要領」という。）を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第3条 前条の貸付期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、金 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（貸付料の納付）

第5条 乙は、前条に定める貸付料を甲が別途発行する納入通知書により、貸付期間開始月の末日までに甲に納付するものとする。

2 甲は、既に納入された貸付料を乙に返還しないものとする。ただし、乙の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を中止し、又は本契約を解除したときは、この限りではない。

（支払遅延）

第6条 甲は、乙が前条に定める納付期限までに貸付料を納付しないときは、納付期限の翌日から完納の日まで未納代金につき契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律

（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「財務大臣が決定する率」という。）と同率の率で遅延利息を徴収するものとする。ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときはこの限りではない。

（目的外使用の禁止）

第7条 乙は、貸付物件を第2条に定める目的以外の用途に使用してはならない。

（原形変更の禁止）

第8条 乙は、貸付物件の原形を変更してはならない。

(権利の譲渡及び転貸の禁止)

第9条 乙は、貸付物件の賃借権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 甲が貸付物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき。

2 甲は、乙が要綱第8条の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

3 第1項又は第2項の規定により、この契約を解除した場合において損失が生じることがあっても、乙は、甲に対しその補償の請求を行うことができない。

(広告内容の責任)

第11条 乙は、広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 乙は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第12条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続きを要することなく、この契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。

(協議)

第13条 本契約に関し疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、要綱、基準及び要領の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する訴えの管轄は、長崎県庁所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 住 所 長崎市尾上町3番1号
氏 名 長崎県知事 ○○ ○○ 印

借受人 住 所
氏 名
印

貸付物件の表示

名 称	所在地	掲出場所	規格・種類	枠 数